

令和5年12月6日

事業主様

サニーピア健康保険組合理事長  
( 公 印 省 略 )

### 被保険者等住所を記載する各種届出書類の様式変更について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「健康保険法施行規則の一部を改正する省令」が令和5年11月30日に公布、令和5年12月8日に施行されます。

また、関連して厚生労働省保険局長通知が発出され、被保険者及び被扶養者の住所に関する取扱いが変更されます。

これにより、届出様式の変更及び届出内容の変更が必要となりましたので、下記の通りご対応いただきますよう事務担当者様及び被保険者の皆様にご周知の方お願いいたします。

### 記

#### 1. 改正の趣旨内容および改正省令等の取扱いについて

これまで、資格取得届の住所記載欄は「健康保険組合が被保険者の住所に係る情報を求めないときは、被保険者の住所は記載不要」とされていました。これを、被保険者の住所の記載を必須とすることで、正確かつ迅速な資格情報の登録が可能となるよう所要の改正が行われました。

また、資格取得届を含むその他対象となる届出における住所には、住民票上の住所を記載するものとされました。これは、住所情報を含めた4情報（漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所）を用いて、J-LIS 照会を行うことで、資格取得届等に記載の個人番号の正確性を確認するためです。

#### 2. サニーピア健康保険組合の取扱いについて

##### (1) 様式を変更する届出

- ・資格取得届
- ・被扶養者（異動）届
- ・住所変更届（任意継続被保険者住所変更もこの様式を使用）
- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届（住所変更部分削除）

- (2) 資格取得届、任意継続被保険者資格取得申出書、被扶養者(異動)届の住所記載欄  
住民票記載住所と居所をそれぞれ記載  
(海外在住者等、国内に住所を有しない方については、その旨住所欄に記載)
- (3) 被保険者または被扶養者が住民票記載住所または居所を変更した場合  
住所変更届にて住民票記載住所と居所それぞれの変更について届出

※電子申請および磁気媒体で届出している事業所について

住所入力欄はすべて住民票記載住所で届出をお願いします。なお、現在当健保のシステム上、居所を届出いただくことができません。システム対応の準備が整い次第、改めてご連絡いたします。

住民票記載住所と居所が相違する場合は、別途「住所変更届」で居所の届出をお願いします。

### 3. 実施日

令和5年12月8日

※新様式は、当組合ホームページお知らせ欄に掲載しています。なお、申請書ダウンロード欄については掲載準備が整い次第、差替えを実施いたします。

以上